

第二回健康保険法施行規則第 155 条の 9 の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する有識者会議 議事要旨

1. 開始日：令和 5 年 1 月 12 日(木)
2. 終了日：令和 5 年 1 月 20 日(金)
3. 開催方法：持ち回り開催による(座長と相談の上、持ち回り開催とした)
4. 確認事項
  - (1) 厚生労働大臣が認めた者の基準等について(健康保険法施行規則第 155 条の 9 関係)
  - (2) その他

○資料 2 について

1) いただいた御意見と回答

構成員名	意見	回答
池田構成員	<p>○認定基準について資料に記載のある基準案及び次世代医療基盤法を参考に作成する点に異論はない。</p> <p>一方で実施基準を決めたところで、医療機関側の提出データの担保が取れない点についてはどう考えるのか。</p> <p>○実施する組織及び実施する者それぞれに基準を設けている理解でよいか。</p>	<p>○適切なデータを提出してもらう点については 2 点ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一点目は、医療機関側のデータについては、A245 データ提出加算の診療報酬上の要件において、適切なデータを提出することが求められており、その仕組みの中でデータ作成の要件も定めている。</li> <li>・二点目は、事業者との契約の仕様において、病院から適切なデータを出していただくよう問い合わせ窓口を設置するなどの仕組みを講じることで適切なデータの提出を求めている。</li> </ul> <p>○認定基準は実施する組織及び実施する者にそれぞれに基準を設けている。</p>
石川構成員	<p>○認定基準について資料に記載のある基準案及び次世代医療基盤法を参考に作成する点に異論はない。</p> <p>ただ、次世代医療基盤法の認定事業者の仕組みと異なる点もあり、例えば「①事業に関する専門的な知識を有し業務に対応可能な人員、設備の確保」については大きく異なるため、その業務の特性に応じた考え方を基準で確認する必要がある。</p> <p>○認定基準の内容については、現時点での見直しの必要ないと考えるが、実際に認定を進める中で網羅できていない点が出てくることも想定される。適宜、基準を見直すことが必要。</p>	<p>ご指摘のとおり。</p> <p>次世代医療基盤法の基準はあくまで共通部分にかかる内容について検討の参考にした。</p> <p>また、基準については随時見直しを実施させていただきたい。</p>

伏見座長	○認定基準について、次世代医療基盤法を参考にしているとのことだが、取り扱う情報の機微性については、同様のレベルか。	収集するデータに関しては、診療データなど、いわゆる要配慮個人情報に該当する可能性のあるものを取り扱う場合もあるため、次世代医療基盤法の認定事業者と同様のデータを扱うことになるか考える。
山本構成員	○認定基準について資料に記載のある基準案及び次世代医療基盤法を参考に作成する点に異論はない。 ○ただ、参考としている次世代医療基盤法の基準はかなり厳しい基準となっている。基準案を示し、直ぐに設備や体制が整わない事業者もいるだろう。 資料にも記載があるが、例えば、書類が提出され認定の確認をする時点で「設置予定」という場合に基準に適合していると認めてもよいのかという課題など、認定後にフォローアップの機会を設けるなど、今後のプロセスを考えておく必要がある。	ご指摘のとおり。 事業者によっては、体制が整わない場合は「予定」のまま提出される可能性がある。どの項目が予定となって事業に支障が出るのか、内容によって変わってくるため、書類提出時点で事務局においても論点を整理し、次回の認定会議の際にお示しする。

※50 音順

## 2) 確認結果

異論なし：4名、異論あり：0名

以上